西予市心をつなぐ手話言語条例（案）に寄せられた意見と市の考え方

番号	意見等の概要（要約）	市の考え
1	条例が財政措置や事業委託を伴うのであれば、その旨を条例に明記し、効果検証や説明責任に関する規定を設けるべきである。また、財政措置を伴わない理念条例であるならば、「関係団体との連携」等、市民や事業者に誤解や不公平感を与えないよう、事業や予算の発生を想起させる表記を見直し、当事者の意見聴取を中心とした内容に整理すべきである。	本条例は、手話に関する基本理念を定めるとともに、市の責務等を明らかにする理念条例として制定するものです。ご意見のありました表記については修正しました。
2	手話は独自の語彙や文法を持つ一つの言語として尊重されるべきであり、その言語的・文化的価値について社会全体の理解を深める必要がある。また、手話を必要とする人への支援だけでなく、子どもから大人まで幅広い市民が手話に触れ、学び、活用できる機会の充実を図るため、学校教育や地域活動、行政サービス等における普及啓発や学習環境の整備を推進すべきである。市職員や教育関係者への研修、手話に関する啓発事業への支援など、手話の理解促進及び普及に向けた取組を求める。	貴重なご意見をありがとうございます。今後の施策の推進の参考にさせていただきます。
3	（前文） ①原文「手話によって、人と話したり、学んだり、文化を受け継いだりすることができる。」 これらは、わたしたち人類にとって「言語」の存在が、人とのコミュニケーションによる相互理解、学び、文化の創造や継承などに不可欠であることに基づき、手話も同じであることを示すものだと考えますが、この一文には主語の明確化がなされていません。前の文に係ると考え省略されているのかもしれませんが、条例の前文ですので、まぎれのないよう、丁寧に表示されるべきと考えます。 単に主語を入れることも可能ですが、まずは「言語」の重要性を掲げ、手話もそれと「同列である」ことを示すのが妥当ではないでしょうか。 訂正案「言語は、わたしたちにとってお互いを理解し合い、学び、文化の創造や継承に不可欠なものである。手話は視覚的言語であり、ろう者にとって必要不可欠なものであるばかりでなく、聞こえる人と聞こえない人をつなぐ役割を果たすものでもある。」 ※ここで「つなぐ」を表現することで、この条例名の主要部分が明記できるのではないかと考えます。	ご意見を踏まえ、主語を明確にするとともに、手話がろう者にとって意思疎通や学び、文化の継承に欠かすことのできない言語であり、聞こえる人と聞こえない人を「つなぐ」役割を果たすことが分かる表現となるよう修正しました。
4	②原文「本市には、特別支援学校聴覚障がい部門の前身であるろう学校を中心として･･･」 「ろう学校」を「宇和ろう学校」とは明記できないのでしょうか。	前文は、幅広い市民に分かりやすく伝わるよう、やさしい日本語を用いて作成しています。正式名称の「宇和聾学校」と表記する場合、伝わりにくいと考え、あえて「ろう学校」としています。 また、この部分は、本市における手話及び聴覚障がいへの理解の歴史を伝えることを趣旨としており、固有名詞は使用せずとも伝わるものと考えています。
5	③原文「･･･手話や聴覚障がいについて学び、理解してきた歴史がある。その思いは今も地域に受け継がれている。私たちは･･･」 確かにろう学校があったことで交流があり、地域に聴覚障害者がいるという認識をもつ住民がいる事実はありますが、同時に差別や無理解があることもまた事実です。これまで格別にろう者に対しての施策やケアが行われてきたわけでもありません。だからこそ、この条例が必要であるので、そのあたりをしっかり含む必要があるのではないかと考えています。 訂正案「･･･手話や聴覚障がいについて学び、理解する努力を重ねてきた歴史がある。その思いは、今も地域に受け継がれているが、無理解や偏見が解消されているとは言えない。」	手話や聴覚障がいに関する理解が必ずしも十分であるとはいえない状況が課題であることは、ご意見のとおりです。一方で、前文においては、地域で受け継がれてきた学びや理解の取り組み、交流の歴史を尊重し、その歩みを基盤として、今後さらに誰もが安心して手話を使い、互いに理解し合える地域社会を目指すという条例制定の趣旨を表現しています。
6	④原文「私たちは、その思いを受け継ぎながら･･･この条例を制定する。」 前の文の訂正を提案したことから以下の訂正を提案します。 訂正案「わたしたちは地域に受け継がれてきた思いを引き継ぎ、手話や聴覚障害者に対する理解を広げ、誰もが手話に親しみ、安心して手話をつかうことができるまちを目指していく。」	意見番号５の課題を念頭に、訂正案のとおり修正しました。

7	⑤原文「手話が独自の言語であるという共通した考えのもと」 この「独自」というのをわざわざ入れる意図はどういうことでしょうか？「手話は言語である」で良いと考えます。これは訂正していただきたいと強く要望します。	ご意見を踏まえ、「独自」を削除しました。
8	⑥原文「お互いを尊重し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるため･･･」 聴覚障害者とのヒアリングの機会に、ろう者から「一緒に考えてほしい」という強い願いを感じました。機会を設けてくださった行政のみなさまも、受け取ってくださっている思いだと思います。第一条に「共生社会」となっていることもふまえて、ここにも「誰もが共に安心して暮らせる地域社会を･･･」と「共に」という言葉を入れていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、「共に」を追加しました。
9	（第１条）目的 原文「誰もが互いに人格及び個性を尊重し、支え合いながら安心して暮らすことのできる･･･」 言葉として「人格及び個性が尊重され、」ではないでしょうか。また、定めるだけでは変化は起きません。施策を推進するという文言が必要だと考えます。 訂正案「手話に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を推進することにより、誰もが互いに人格及び個性が尊重され、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。」 ※「支え合いながら」は「地域共生社会」で補完できていると考えました。	「人格及び個性が尊重され」という表現については、人格及び個性が尊重される状態を示すものですが、本条例では、障がいのある人もない人も含め、市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、支え合うことが重要であるとの考えから、「誰もが互いに人格及び個性を尊重し、支え合いながら」と規定します。 なお、「施策を推進する」という部分については、ご意見を踏まえ、追加します。
10	（第３条）基本理念 基本理念に「手話は言語である」の文言を入れないと、この条例の大きな要素が欠けてしまうと考えます。入れてくださるよう強く要望します。 訂正案「･･･普及は、手話が言語であるという認識の下、手話を必要とする人が･･･」	「手話は言語である」という考え方は、第１条（目的）で「手話は言語であるとの認識に基づき」と明記し、本条例の根幹となる理念として位置付けています。第３条（基本理念）は、第１条に定める目的の実現に向けた基本的な考え方を規定するものであるため、重複した表記は要しないものと考えます。
11	（第６条）事業者の役割 事業者の合理的配慮は義務化されているので、「合理的な配慮を行うよう努めるものとする」という書き方は整合性がとれるのでしょうか･･･？義務化により、「合理的」という言葉を入れる場合は、「合理的な配慮を行わなければならない」となってしまうのではないかと思います。「合理的」という言葉を省くなら「環境の整備に努めるものとする」でよいかと思います。	合理的配慮の提供は関係法令に基づき事業者に求められるものであり、条例において努力義務として重ねて規定することは適切でないと考えます。事業者の役割については、趣旨が明確になるよう「合理的な配慮」を削除し「環境の整備に努めるものとする」に修正しました。
12	（第７条）施策の推進 （2）「手話により情報を取得する機会の拡大のための施策」 情報保障は知る権利を保障するものであるため、「機会の拡大」とすることに違和感があります。 訂正案「手話による情報の発信および取得のための施策」	ご意見を踏まえ、「手話による情報の発信および取得の推進のための施策」に修正しました。
13	（3）「手話による意思疎通を行いやすい環境の整備に関する施策」 この「行いやすい」というのはどういう意図で付けられているのでしょうか。環境整備に限定されているように見えるのも疑問です。単純に「意思疎通支援に関する施策」としてほしいです。 訂正案「手話による意思疎通支援に関する施策」	ご意見を踏まえ、訂正案のとおり修正しました。
14	（4）学校教育等の機会を通じた手話への理解促進を支援するための施策 言語の重要な要素「学び」を入れてほしいと考えます。学びの確保について、ここで入れていただきたいです。 訂正案「学校教育等、手話を学ぶ機会の確保に関する施策」	本号は、手話を学ぶ機会の確保そのものに限定した施策ではなく、学校教育等を通じて、手話や聴覚障がいに対する理解を広く促進することを目的としています。手話を学ぶことは理解促進のための有効な手段の一つですが、本号では学習機会の提供に加え、交流や啓発その他の取り組みも含めた幅広い施策を対象とする趣旨から、原案の表現が適切であると考えます。

15	（5）手話通訳者の確保及び養成のための施策 手話通訳者がおかれている状況等が守られなければ、確保も養成も実現がむずかしいです。意思疎通支援者への支援の考えを取り入れてください。 訂正案「手話通訳者の確保、養成、環境改善等のための施策」	本条例は手話への理解促進及び普及を目的とする理念条例であり、個別の支援施策や処遇改善等を定めるものではありません。また、ご意見の「環境改善」については内容が広範であり、その範囲が明確でないことから、条例上の文言として追加することは適当ではないと考えます。 なお、第７条第５号に規定する「手話通訳者の確保及び養成のための施策」には、手話通訳者が活動しやすい環境づくりに関する取り組みを含め、必要な施策を検討します。
16	2「関係団体との連携」という文言が、「特定団体への利益供与ではないか」というようなことをインターネットで書かれていたのを見ました。手話や福祉政策への無理解から来るものだと考えますが、誤解や偏見があるままでの条例制定には抵抗があります。 「連携」という言葉を以下のように変更するのはどうでしょうか。 訂正案「･･･施策の推進に当たっては、ろう者その他関係者等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。」	意見番号１の市の考えのとおりです。
17	（その他） ①松山市の条例では、手話を学ぶ機会の確保の条例を別枠で設け、市の職員研修の中に手話に関する研修を入れる文言を追加してくださっているのがうれしく感じました。英語などの外国語でもあいさつくらいは知っているのが一般的であると言えるように、手話を言語と制定するこの機会に職員のみなさまにもあいさつの手話くらいは知っていてほしいと思います。第４条（市の責務）において、その２で「市は、手話に関する研修等を実施し、職員が手話を学ぶ機会の確保を図るよう努めるものとする。」など付け加えることはできないでしょうか。 ②手話言語条例を広く周知し、理解を促進するに当たって、2025年６月に施行された手話施策推進法に基づき法定化された９月23日の手話の日に、理解の普及・促進の啓発を実施する内容を入れてもらうことはできないでしょうか。	市職員が手話を学び、ろう者及び手話への理解を深めることは大切なことだと認識しています。職員研修に手話に関する内容を取り入れることや、「手話の日」を活用した普及啓発については、第７条に基づく具体的な施策として取り組むこととし、その実施に当たっては、ろう者その他の関係者の意見を踏まえ、効果的な内容を検討します。
18	手話は言語である条例に関しては少しずつわかるようになりました。	本条例についてご理解をいただき、ありがとうございます。手話が言語であることや、ろう者及び手話への理解が広く市民に浸透するよう、分かりやすい情報発信と普及啓発に取り組みます。